

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金事務要領

(総則)

第1条 この事務要領は、神戸市民間社会福祉施設整備費等補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第2条第1号に定める事業の実施について、要綱第17条に基づき、必要な事項を定める。

(補助事業の実施)

第2条 要綱第2条第1号に定める事業は、各年度に厚生労働省(以下「国」という。)から通知される「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る協議(以下「国通知」という。)」に速やかに応じるため、予め対象となる社会福祉施設等整備事業(以下「本事業」という。)を補助対象年度毎に募集する。

(補助事業の条件)

第3条 本事業は、次の条件とする。

- (1) 整備する社会福祉施設等が神戸市内であること
 - (2) 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの設備に関する基準又は指定障害支援施設等の設備に関する基準のほか、建築基準法、消防法令ほか関係法令の基準を満たす建物(家屋)であること
 - (3) 整備工事等に着手していないこと(工事契約含む)
 - (4) 補助対象年度内に必要な整備を完了し、翌年度5月1日までに本市の障害福祉サービス事業の指定(変更申請含む)を受けて事業を開始できること
 - (5) 補助対象経費には、土地の買収又は整地に要する費用、官庁申請手続等の申請事務代行費用や外構工事(バリアフリーに関する工事は除く)、備品購入費等は含まないこと
 - (6) 整備後、継続して10年以上社会福祉施設等を運営すること
 - (7) その他、「民間社会福祉施設整備の手引き」に定めた規定等を遵守すること
- (応募資格)

第4条 応募できる事業者は、次の条件を満たすものとする。

- (1) 過去5年の間に役員の中に破産手続開始決定を受けて復権を得ないもの、又は禁固以上の刑に処された者がいないこと
- (2) 直近1年間の所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税等の滞納がないこと
- (3) 会社更生法または民事再生法等による手続きをしている法人でないこと
- (4) 障害者総合支援法上の勧告を受け、さらに当該勧告に係る事業者が取るべき措置について命令を受けている場合、所管庁への当該命令に対する改善報告が完了していること
- (5) 障害者総合支援法の指定の効力の一部もしくは全部停止の処分を受けた場合、その処分期間を経過し、又は終了していること

- (6) 過去5年の間に、神戸市内外を問わず障害福祉サービス事業の整備・運営について重大な法令等の違反がないこと、又は法人及びその他の事業の運営において重大な法令等の違反がないこと
- (7) 過去5年の間に、要綱第2条各号に基づく補助事業について、要綱第13条第1項に定める交付決定の取消を受けたことがないこと
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号及び第6号の規定による暴力団及び暴力団員が経営する企業もしくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者でないこと

(補助事業の募集)

第5条 第2条の募集は、本補助金の活用を希望する事業者より、別に指定する期日までに、本事業に関する以下の資料等の提出を受けるものとする。

- (1) 整備計画書
- (2) 工事見積書の写し（大規模修繕等の場合は2社の見積書が必要）
- (3) 整備する社会福祉施設等の位置図
- (4) 整備する社会福祉施設の図面
- (5) 整備する用地・建物の不動産登記簿謄本又は売買契約書、賃貸借契約書若しくはそれらに類する書類
- (6) 工事個所の着工前の写真
- (7) 法人定款、役員名簿
- (8) 直近年度の法人決算書
- (9) 第3条第4号及び第6号の条件の誓約
- (10) 前条各号に該当する者であることの誓約
- (11) その他、整備計画の内容を説明する資料

(協議事業の仮決定)

第6条 提出を受けた本事業に関する資料等については、別に定める選考評価項目に基づいて審査し、協議事業を仮決定のうえ、事業者に通知するものとする。

2 前項において、協議事業の仮決定に至らなかった事業は、事業者にその旨通知する。

(整備審査会による審査)

第7条 前条第1項により仮決定した本事業について、補助金を交付する事業として妥当性を審査するため、事業者より、別に指定する期日までに、別に定める以下の資料等の提出を受け、福祉局の神戸市民間社会福祉施設等整備審査会（以下「審査会」という。）に諮るものとする。

- (1) 法人設立・施設整備趣意書
- (2) 法人調書
- (3) 事業計画書
- (4) 資金計画書
- (5) 償還計画書（金融機関等から融資を受ける場合）
- (6) 整備（工事）工程表
- (7) その他、事業内容の審査にあたって必要な資料

(審査の辞退)

第8条 協議事業の仮決定前又は審査会に諮る前に、事業者が本事業を中止若しくは廃止する場合は、その旨申し出るものとする。

(協議事業の決定)

第9条 審査会において、補助金を交付する事業として妥当であると審査された本事業は、協議事業に決定するとともに、事業者へ通知するものとする。

2 前項において、協議事業の決定に至らなかった事業は、事業者へその旨通知する。

(国との協議)

第10条 前条第1項により協議事業に決定した本事業は、各年度の国通知に基づき、市が国に対して社会福祉施設等施設整備費国庫補助金に係る協議を申請する。

(協議の中止)

第11条 前条の協議申請は、国の予算措置状況その他の理由等により国通知が発出されない場合は、実施しない。この場合において、第9条第1項において協議事業に決定した本事業は、協議を中止するとともに、事業者へその旨通知する。

(国の内示)

第12条 第10条の協議の結果、国より社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の対象事業として内示があったときは、当該協議事業の事業者へ通知する。

2 前項において、国の内示に至らなかった事業は、事業者へその旨通知する。

(補助金交付決定の手続き等)

第13条 前条第1項の内示を受けた以降の事務手続きは、国の社会福祉施設等施設整備費国庫補助金申請に係る手続きのほか、要綱の定めにより行う。

(協議に関する費用負担)

第14条 本事業の申請等に係る費用は、全て応募事業者の負担とし、協議事業が不採択となった場合、補助協議が中止となった場合その他いかなる場合においても、本市は一切の費用を負担しない。

(補助協議の打ち切り)

第15条 第6条第1項により協議事業として仮決定した本事業のうち、以下に該当する場合は、補助協議を打ち切るとともに、その旨通知する。

(1) 第5条に規定する本事業に関する資料等の内容に虚偽があることが判明したとき

(2) 第7条に規定する審査会の資料等の内容に虚偽があることが判明したとき

(3) 補助協議中に、事業者が第4条に規定する応募条件に違反する者となったとき

(4) 第7条に規定する審査会の資料等を指定する期日までに提出しなかったとき

(5) その他、補助金を交付する事業として不相当であると判断したとき

(その他)

第16条 この事務要領に定めのない事項は、福祉局長が別に定める。

附 則

1. この要領は、令和6年7月1日から施行する。